

京都大学学位規程及び京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後						
<p>京都大学学位規程 (昭和33年達示第1号)</p>							
<p>第1条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士、 修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。</p>	<p>第1条 } 2~5 } 6 } 7 } 8 } } (同 左)</p>						
<p>2~5 (略)</p>							
<p>6 別表第2に定める学位プログラムを履修する者のうち、当該学位プログラムが実施する博士論文研究基礎力審査に合格した者に修士の学位を授与するに当たっては、第3項の規定にかかわらず、専攻分野の名称として総合学術を付記し、又は同項の規定による専攻分野の名称を付記し、及び学位記に当該博士論文研究基礎力審査に合格したことを記すことができる。</p>							
<p>7 別表第2に定める学位プログラムを修了した者に博士の学位を授与するに当たっては、第4項の規定にかかわらず、専攻分野の名称として総合学術を付記し、又は同項の規定による専攻分野の名称を付記し、及び学位記に当該学位プログラムを修了したことを記す。</p>							
<p>8 (略)</p> <p>(中 略)</p>							
<p>別表第1 (略)</p>							
<p>別表第2 (第1条第6項、第7項関係) (博士課程教育リーディングプログラム)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>プログラム名称</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>		プログラム名称	(略)				
プログラム名称							
(略)							
<p>(卓越大学院プログラム)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>プログラム名称</td></tr> <tr><td>先端光・電子デバイス創成学</td></tr> <tr><td>メディカルイノベーション大学院プログラム</td></tr> </table>	プログラム名称	先端光・電子デバイス創成学	メディカルイノベーション大学院プログラム				
プログラム名称							
先端光・電子デバイス創成学							
メディカルイノベーション大学院プログラム							
<p>(後 略)</p>							
<p>京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程 (平成30年達示第29号)</p>							
<p>第1章 総則 (目的)</p>	<p>別表第1 (同 左)</p> <p>別表第2 (第1条第6項、第7項関係) (博士課程教育リーディングプログラム)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>プログラム名称</td></tr> <tr><td>(同 左)</td></tr> </table> <p>(卓越大学院プログラム)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>プログラム名称</td></tr> <tr><td>先端光・電子デバイス創成学</td></tr> <tr><td>メディカルイノベーション大学院プログラム</td></tr> <tr><td><u>社会を駆動するプラットフォーム学卓越大学院プログラム</u></td></tr> </table>	プログラム名称	(同 左)	プログラム名称	先端光・電子デバイス創成学	メディカルイノベーション大学院プログラム	<u>社会を駆動するプラットフォーム学卓越大学院プログラム</u>
プログラム名称							
(同 左)							
プログラム名称							
先端光・電子デバイス創成学							
メディカルイノベーション大学院プログラム							
<u>社会を駆動するプラットフォーム学卓越大学院プログラム</u>							
<p>第1章 総則 (目的)</p>	<p>第1章 総則 (目的)</p>						

改正前

改正後

第1条 この規程は、本学学生を対象として次表のとおり実施する教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及び学位記への付記等を含めた当該プログラムの修了証等の授与基準を定め、もって当該プログラムの教育の質を保証することを目的とする。

第1条 この規程は、本学学生を対象として次表のとおり実施する教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及び学位記への付記等を含めた当該プログラムの修了証等の授与基準を定め、もって当該プログラムの教育の質を保証することを目的とする。

	プログラム名称	実施期間
博士課程教育リーディングプログラム	(略)	
卓越大学院プログラム	先端光・電子デバイス創成学	平成31年度～
	メディカルイノベーション大学院プログラム	令和2年度～
スーパーグローバル教育プログラム	(略)	

	プログラム名称	実施期間
博士課程教育リーディングプログラム	(同 左)	
卓越大学院プログラム	先端光・電子デバイス創成学	平成31年度～
	メディカルイノベーション大学院プログラム	令和2年度～
	社会を駆動するプラットフォーム学卓越大学院プログラム	令和3年度～
スーパーグローバル教育プログラム	(同 左)	

(中 略)

(修了に係る学位記への付記)

第5条 博士課程を修了する者が、博士プログラム（博士（総合学術）を授与する場合を除く。）を修了する場合には、京都大学学位規程（昭和33年達示第1号）第1条第4項に定める専攻分野の名称に加え、別表第1に定めるところにより、当該学位プログラムを修了したことを付記する。

(中 略)

別表第1（第5条関係）

(博士課程教育リーディングプログラム)

学位記に付記するプログラム名称
(略)

(修了に係る学位記への付記)

第5条 (同 左)

別表第1（第5条関係）

(博士課程教育リーディングプログラム)

学位記に付記するプログラム名称
(同 左)

(卓越大学院プログラム)

学位記に付記するプログラム名称
先端光・電子デバイス創成学
メディカルイノベーション大学院プログラム

(卓越大学院プログラム)

学位記に付記するプログラム名称
先端光・電子デバイス創成学
メディカルイノベーション大学院プログラム
社会を駆動するプラットフォーム学卓越大学院プログラム

(後 略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。